

欧米競争政策の動向のポイント

2021年7月30日 No.16

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

- 1 司法省、鶏肉業者が鶏肉を巡る価格カルテル等に関与したとして起訴された旨を公表(2021年5月20日)
- 2 司法省、全農グレインによるバングの穀物集荷施設の買収を条件付きで承認(2021年6月1日)
- 3 司法省、保険仲介イーオンによる同業ウィリス・タワーズ・ワトソンの買収の阻止を求め訴えを提起(2021年6月16日)

II 欧州競争法(政策)

- 1 共謀事件
 - (1) 欧州委員会、ディーゼル乗用車の新車向け排気ガス浄化装置をめぐる競争制限を行っていた自動車メーカーに対し8億7500万ユーロの制裁金を賦課(2021年7月8日)
- 2 買収事件
 - (1) 欧州委員会、AonによるWillis Towers Watsonの買収を条件付承認(2021年7月9日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では、3件の事件が取り上げられている。

1件目は、鶏肉生産者大手のクラクストンが、鶏肉の販売を巡る価格カルテル及び入札談合に関与したとしてコロラド州連邦大陪審より起訴された事件である。2件目は、全農グレインによるバンゲの穀物集荷施設の買収について、司法省が当該施設計48基の売却を条件として承認したものである。全農グレインは日本の全国農業協同組合連合会の米国子会社である。3件目は、保険ブローカーエーオンによる同業ウィリス・タワーズ・ワトソンの買収案の阻止を求めている司法省の提訴である。本件は、寡占産業における合併案を厳しく審査するとの姿勢を示しているバイデン政権の司法省が提起した初の大型反トラスト訴訟である。

1 司法省、鶏肉業者が鶏肉を巡る価格カルテル等に関与したとして起訴された旨を公表 (2021年5月20日)¹

司法省は5月20日、コロラド州連邦大陪審が、鶏肉の販売を巡る全米規模の価格カルテル及び入札談合に関与したとして、ジョージア州クラクストン市に本社を置く Claxton Poultry Farms(以下「クラクストン」という。)を起訴した旨を公表した。

裁判資料によると、クラクストン並びに同社の現社長 Mikell Fries 及び現副社長 Scott Brady を含む共謀者らは、遅くとも2012年から早くとも2019年までの間、鶏肉商品を巡る競争を抑制し、排除するため共謀していた。鶏肉商品は人間の消費のための食料として飼育され、スーパーやレストランに販売されている。Fries 社長と Brady 副社長は、2020年10月に提出された優先起訴状(使用中の以前の訴状に取って代わる訴状・訳者註)の中で本件共謀に関与していたとされている十人中の二人である。コロラド州グリーンリーに本社を置くピルグリムズ・プライドは、本件共謀に関与していたとして、有罪の答弁を行い、また1億700万ドル(約117億7千万円、1ドル=110円)の罰金支払いの宣告を2021年に受けた。

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を出した。

「本日の起訴が示すとおり、我々は一般のアメリカ人を犠牲にして企業の金庫にお金を入れ、幹部の私服を肥やすために行われる犯罪を訴追することに躊躇はしない。何億ものアメリカ人は、鶏肉が手頃な日用品であることに頼っている。我々は、コロラド州連邦検事室に属する大切な法執行パートナーと同僚と共に、この重要な市場における健全性が取り戻され、また違反者全てが罰せられるまで、休んだりはしない。」

¹ Press Release, Department of Justice, Broiler Chicken Producer Indicted for Price Fixing and Bid Rigging, May 20, 2021.

連邦捜査局(以下「FBI」という。)ワシントン支局のステイブン・デ・アンツオノ局長代理は以下の声明を出した。

「本日の起訴は、FBI とそのパートナーが、値上げを共謀し、公正な市場を排除しようとする不徳な個人と企業を暴こうとしている更なる一例である。この様な反競争的行為は容認されるものでなく、また FBI はかかる犯罪行為を犯した個人や企業に責任を取らせようとしている。」

商務省監察総監室のデューイン・タウンSEND捜査担当副監察官は以下の声明を出した。

「アメリカ経済史の中でこのような重大局面において、我々は、我々が司法省反トラスト局、連邦捜査局、及び米国農務省監察総監室と共に、個人的利益のために自由市場を歪めようとする不謹慎な行為からアメリカの消費者を保護しようとしていることに誇りを持っている。これは正義の実現、また鶏肉市場での健全性の復活に向けた更なる協調的な一歩である。」

クラクストンはシャーマン反トラスト法に違反したとして起訴された。クラクストンが有罪となれば、同社には、法人に対する法定刑としての最高罰金額の1億ドル(約110億円)が適用される。罰金の上限額は、犯罪による利得の2倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の2倍の金額の何れかの金額が上記法定上限額より高額である場合、当該金額まで引き上げることができる。連邦地裁判事は、米国量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した後、量刑判断を行うこととなっている。

本件訴追は、鶏肉生産産業における入札談合、価格カルテル及び別の反競争的行為に対する継続中の反トラスト審査の結果によるものである。同審査は、商務省監察総監室、FBI ワシントン支局及び農務省監察総監室の協力を得ながら、反トラスト局により行われた。

2 司法省、全農グレインによるバンゲの穀物集荷施設の買収を条件付きで承認(2021年6月1日)²

司法省は6月1日、Zen-Noh Grain Corp.(以下「全農グレイン」という。)が30億ドル(約330億円)でBunge North America Inc.(以下「バンゲ・ノース・アメリカ社」という。)から内陸穀物集荷施設48基を取得するとの計画を実行するには、同社はミシシッピ川の本・支流沿いにおいて5つの州に存する9つの地域市場において当該施設9基を譲渡する必要がある旨の公表を行った。当該施設には稼働中の施設35基と未稼働の施設13基が含まれている。

司法省反トラスト局は本日、コロンビア特別区裁判所に対して当該計画の差し止めを求めて民事提訴するとともに和解案を提出した。裁判所が和解案を承認すれば、同局の競争

² Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Substantial Divestitures in Zen-Noh Acquisition of grain Elevators from Bunge to Protect American Farmers, June 1, 2021.

上の懸念は解消されることになる。

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を出した。

「アメリカの農家は全国及び全世界に食糧を供給している。当初届け出られた買収計画の内容では、アメリカの多くの農家は、それらが生産するトウモロコシと大豆に対し、より少ない金額しか手に入れられない蓋然性があった。本件売却措置の実施により、アメリカの農産業における重要な競争が維持されることになる。」

訴状によると、被告らは、9つの地域市場において穀物の購入を巡って競争している数少ない競争者の内の2社である。当初届け出られた買収計画の内容では、統合後の会社は、より少額でしか穀物を買取らなかつたり、農家に提供されるサービスの質を引き下げたりする蓋然性があった。本件売却措置の実施によって、穀物集荷施設の買手は、関連市場におけるトウモロコシと大豆の購入に当たって統合後会社と活発に競争することができるようになる。これにより、アーカンソー州、アイオワ州、イリノイ州、ルイジアナ州及びミズーリ州の5州での農家の利益に資するような競争が保たれるようになる。

和解案において義務付けられている売却措置は、全農グレインに対して、裁判所の承認が得られれば、当該施設を Viserion Grain 又は米国が承認する他の代替的購入先に譲渡するよう、義務付けている。Viserion Grain の経営陣は穀物産業において相当な経験を有している。

ルイジアナ州コビングトン市に本社を置く全農グレインは、日本の全国農業協同組合連合会、すなわち全農の米国子会社である。全農グレインはルイジアナ州コビングトン市にある穀物集荷・輸出施設からトウモロコシ、大豆、グレインソルガム、小麦及びそれらの副産物を日本その他の海外市場向けに輸出している。

バンジ・ノース・アメリカ社は北米地域を統括するバンジ・リミテッドの子会社である。バンジ・ノース・アメリカ社はミズーリ州チェスターフィールドに本社を構えている。同社の事業には穀物購入、穀物加工処理及び穀物取引が含まれている。

Viserion Grain は Viserion International Holdco により所有されている。Viserion International Holdco はコロラド州に本社を置き全世界的に活動している農業商社であり、Pinnacle Management より資金調達面での支援を受けて設立された法人である。Pinnacle Management はニューヨークに本社を置き非公開企業に投資している資産運用会社である。同社は全世界の商品市場と同市場での取引に焦点を当てており、32億ドル(約3520億円)相当の代替資産を管理している。

本件和解案は、反トラスト手続及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見とともに、連邦官報において公表される。如何なる者でも、その公表の日から60日以内に、和解案に関する意見を書面にて司法省反トラスト局運輸・エネルギー・農業課の課長宛てに提出することができる。意見提出期間が終了した後、コロンビア特別区裁判所は本件の同意判決案が公益にかなうか否かの判断を下すこととなっている。

3 司法省、保険仲介エーオンによる同業ウィリス・タワーズ・ワトソンの買収の阻止を求め訴えを提起(2021年6月16日)³

司法省は6月16日、全世界的な保険仲介大手 Aon plc(以下「エーオン」という。)が300億ドル(約3兆3000億円)で同業 Willis Towers Watson plc(以下「ウィリス・タワーズ・ワトソン」という。)を買収するとの計画を阻止するため、反トラスト民事訴訟を提起した。この取引は、世界の三大保険ブローカーの内の2社を統合するものである。コロンビア特別区地区地裁に提出された訴状において主張されているとおり、本件買収案は競争の消滅や価格の上昇につながるほか、両社のサービスに依存している米国の経営陣、雇用担当者、企業の退職者などのためのイノベーションの停滞をもたらす可能性がある。

メリック・ガーランド司法長官は以下の声明を出した。

「今回の訴訟提起は、有害な統合を阻止し、また米国民に直接・間接的利益をもたらしている競争を維持することに対する司法省のコミットメントを示すものである。アメリカに所在する企業の経営陣と従業員は、エーオンとウィリス・タワーズ・ワトソンとの競争を通じ、医療や退職給付のコンサルティングといった重要なサービスの料金が下がることに期待を寄せている。エーオンとウィリス・タワーズ・ワトソンとの企業結合が認められれば、この重要な競争が消滅し、米国に所在する顧客が選択肢の減少、価格の上昇とサービスの質の低下に直面するおそれがある。」

エーオンとウィリス・タワーズ・ワトソンは、アメリカの最大規模の会社の多くに対して非常に重要なアドバイスを与えている。アメリカの企業は、医療と退職給付制度の設計運営のため、また、複雑かつ進展しつつあるリスクの管理のため、両社に頼っている。両社はこれらのサービスの提供を巡り直接競争しており、これにより企業は革新的で高品質なブローカーサービスを受けられるようになっている。サービスの利用により、企業はそれらのリスクを管理したり、それらの従業員に対し必要不可欠な医療と退職給付を合理的な費用で与えたりしている。訴状において主張されているとおり、本件買収が実行されれば、この重要な競争が5つの市場で消滅し、結果として、企業の経営陣と従業員がより高いコストに直面し、またサービスの質と技術革新が低下することとなる。

エーオンとウィリス・タワーズ・ワトソンとの買収は、三大保険ブローカーの内の2社を統合するものである。訴状によると、これらのブローカーは、グローバルなサービス、高度なデータ集計と分析、また他のブローカーが提供していない広範な知見と専門性を提供することができる。訴状で主張されているとおり、エーオンとウィリス・タワーズ・ワトソンは、寡占市場で事業展開をしており、本件取引が完了すれば、市場支配力がさらに

³ Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues to Block Aon's Acquisition of Willis Towers Watson, June 16, 2021.

増すこととなる。本件買収が容認されれば、エーオンとウィリス・タワーズ・ワトソンは、より強力な市場支配力を利用し、何千ものアメリカの企業、そしてそれらの顧客、従業員や退職者が頼りにしているサービスの価格を引き上げ、またその品質を引き下げのおそれがある。

エーオンとウィリス・タワーズ・ワトソンは、欧州委員会など幾つかの国外の競争当局の捜査に関連して一定の売却措置を講ずることに同意した。しかし、本件訴状では、当該売却措置が米国での消費者を保護するため、不十分なものとされている。また、訴状によると、米国内に焦点を当てた医療給付と商業リスクを巡るブローカーサービスに関する売却措置案は、司法省が抱いている著しい懸念を解消するのに全く不十分なものである。

エーオンはアイランドで設立された法人であり、ロンドンに本社を構えている。同社は約5万人の従業員を雇用し、また米国での100以上の事務所を含め約120か国で事務所を持っている。2020年に同社は110億ドル(約1兆2100億円)以上の売上を計上した。

ウィリス・タワーズ・ワトソンはアイランドで設立された法人であり、ロンドンに本社を構えている。同社は約4万5千人の従業員を雇用し、米国での100以上の事務所を含め80か国以上に事務所を構えている。2020年に同社は90億ドル(約9900億円)以上の売上を計上した。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、共謀事件 1 件と買収事件 1 件を取り上げる。

1 件目は、ドイツの自動車メーカーDaimler、BMW、Volkswagen group が、ディーゼル乗用車向け排気ガス浄化装置の技術開発競争を制限するカルテルを行っていたことが認定され、このうち BMW、Volkswagen group の 2 社に対し総額 8 億 7518 万 9000 ユーロ(約 1138 億円)の制裁金が賦課された。本件は、欧州委員会が技術制限カルテルを EU 運営条約 101 条 1 項違反と認定した初の事件である。

2 件目は、世界的な保険ブローカーの Aon による同業 Willis Towers Watson(WTW)の買収について、Aon の申し出た問題解消措置の実施を条件に承認されたものである。Aon の問題解消措置は、WTW の事業の主要部分を同業の Arthur J. Gallagher へ売却することを内容とする。

1 共謀事件

(1) 欧州委員会、ディーゼル乗用車の新車向け排気ガス浄化装置をめぐる競争制限を行っていた自動車メーカーに対し 8 億 7500 万ユーロの制裁金を賦課(2021 年 7 月 8 日)⁴

欧州委員会は、Daimler、BMW、Volkswagen group (Volkswagen、Audi、Porsche)が、窒素酸化物浄化の技術開発をめぐる共謀していたことを EU 競争法違反と認定した。欧州委員会は総額 8 億 7518 万 9000 ユーロ(約 1138 億円、1 ユーロ=130 円換算)の制裁金を賦課した。Daimler は、本件カルテルの存在を欧州委員会に明らかにしたため、制裁金が賦課されなかった。全当事者が本件カルテルへの関与を認め、和解による解決に同意した。

自動車メーカーは、尿素水(AdBlue と呼ばれる)を排気ガス中へ噴出することによりディーゼル乗用車から有毒な窒素酸化物の排出を取り除く尿素 SCR 技術の開発について議論する技術会合を定期的に開催していた。自動車メーカーは、一連の会合の間、また 5 年以上にわたり関連技術が利用可能であるにもかかわらず、法律で要求される基準を上回り浄化するという競争を回避すべく共謀していた。

より具体的には、Daimler、BMW、Volkswagen group は、AdBlue のタンク容量と種類、及び AdBlue 消費の平均予測に関する共通の理解について合意していた。また各社は、事業上機微な情報も交換していた。これにより法的基準を超えた(いわゆる過剰充足)NOx 排出と AdBlue を噴出する間隔について、将来の市場行動に関する不確実性を取り除いていた。このことは、各社が対象製品の性能に関する競争を制限していたことを意味する。

⁴ Press Release, European commission, Antitrust: Commission fines car manufacturers€ 875 million for restricting competition in emission cleaning for new diesel passenger cars, 8 July 2021.

かかる行為は、技術開発を行わないことによる競争制限を目的とするものであり、EU 運営条約 101 条 1 項(b)及び EEA(欧州経済領域)協定の 53 条 1 項(b)に命じられている典型的な違反行為である。

本件行為は、2009 年 6 月 25 日から 2014 年 10 月 1 日にかけて行われていた。

制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。

欧州委員会は制裁金の水準を決定するに際し、2013 年(違反行為が行われた最後の暦年)の EEA における SCR システムが搭載されたディーゼル乗用車の販売額、違反行為の重大性、地理的範囲を考慮した。

本件は、価格決定、市場分割、顧客分割のカルテルではなく、技術開発のみを対象とするカルテルを初めて禁止する決定であることを考慮して、各社に対して付加的な減額が適用された。20%の減額は、この種の行為が EU 運営条約 101 条 1 項(b)において明示的に禁止されていることを考慮したものである。

欧州委員会の 2006 年制裁金減免告示の下、Daimler は制裁金が全額免除され、約 7 億 2700 万ユーロ(約 945 億円)の制裁金賦課を回避した。Volkswagen group は、2006 年制裁金減免告示の下、制裁金の減額を受けている。減額は、協力の時期と同グループが欧州委員会に提供した証拠が本件カルテルの存在を明らかにするのに役立った程度が反映されている。

加えて欧州委員会は、各社が本件カルテルへの関与と本件違反行為に対する責任を認めため、2008 年和解告示の下、全当事者に 10%の制裁金減額を適用した。各社に賦課された制裁金は、以下のとおり。

	リニエンシー の減免率	和解手続の 減免率	制裁金額
Daimler	100%	10%	0
Volkswagen group	45%	10%	5 億 236 万 2000 ユーロ (約 653 億円)
BMW	0%	10%	3 億 7282 万 7000 ユーロ (約 485 億円)

2 買収事件

(1) 欧州委員会、Aon による Willis Towers Watson の買収を条件付承認(2021年7月9日)⁵

欧州委員会は、EU 合併規則の下、Aon による Willis Towers Watson(以下「WTW」という。)の買収を条件付きで承認した。本件承認は、国際的なブローカーの Arthur J. Gallagher(以下「Gallagher」という。)への WTS 事業の主要部分の売却を含む、Aon の提案した問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。本件措置により Gallagher の再保険と事業リスクブローカー業務が強化されることになり、同社は EEA(欧州経済領域)における地歩を固めることになる。これにより同社は、本件取引後に誕生する事業者に代わりうる、信頼ある事業者となる。

本日の決定は、Aon と WTW の事業を統合する本件取引の影響に対する詳細調査を受けたものである。両社は、事業リスクブローカーサービスと再保険ブローカー市場における世界的な主導的事業者であり、また退職、健康・福祉、投資サービスも提供している。

欧州委員会による調査

欧州委員会は詳細調査において、Aon と WTW の多数の顧客と競争者から膨大な情報とフィードバックを収集した。

欧州委員会は市場調査の結果、当初届出のあった取引が以下の市場において競争を阻害する可能性について懸念を有していた。

- ・ 欧州に本拠を有する多国籍企業に対する事業リスクブローカーサービスの提供。両社は Marsh と共に、ブローカー業界において「ビッグ3」として知られている。欧州委員会は、欧州に信頼するに足る存在感を有し、多国籍企業の巨大かつ複雑なリスクを扱う能力を有し、国際的にサービスを提供する上で適切なネットワークを有するブローカーはごく少数に限られていると考えている。本件合併により、特に Property & Casualty、Financial and Professional (FinPro)サービスと Cyber のリスク分類における競争が失われるおそれがある。さらに欧州委員会は、規模にかかわらず宇宙・航空製造リスクを対象とする顧客に対する事業リスクブローカーサービス、及びオランダとスペインの国内市場における競争についても懸念を有していた。
- ・ 特約と任意の再保険ブローカーサービスの提供。Aon と WTW は世界的な再保険ブローカー3社のうちの2社であるところ、欧州委員会は本件合併により再保険会社の選択が減少することに懸念を有していた。

⁵ Press Release, European commission, Mergers: Commission clears acquisition of Willis Towers Watson by Aon, subject to conditions, 9 July 2021.

・企業がドイツにおける雇用者に提供する年金制度に関する年金運営サービスの提供。
欧州委員会は、米国司法省を含む世界の複数の競争当局と緊密な協力を行った。

提案された問題解消措置

欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、Aon は次の問題解消措置を含む一連の措置を提案した。

○Gallahger に対する資産売却

- ・ WTW のフランス、ドイツ、スペイン、オランダにおける事業リスクブローカーの国別組織全体
- ・ WTW の英国におけるサイバーブローカー業務
- ・ 多くの EEA 諸国と世界における多数の顧客契約と関連する人員
- ・ WTW の宇宙・航空製造業のリスク分類のブローカー事業全体
- ・ WTW の世界的な特約再保険事業(Wills Re)と任意再保険事業(Global Fac)のブローカー組織

○Aon のドイツ退職福祉コンサルティングと年金運営事業と、同社のドイツ投資事業の適切な購入者への売却

市場テストの結果、欧州の顧客は Gallagher を「ビッグ 3」に次ぐ近接した競争者として、本件措置による売却対象事業の最適な購入者と認定していることが明らかになった。欧州委員会は、本市場テストの結果を踏まえ、上記措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。欧州委員会の決定は、本件措置の全面的な実施を条件とする。

当事会社と製品

Aon はアイルランドに所在し、ロンドンに本部を置きニューヨーク証券取引所に上場している上場会社である。同社は、企業向けの商業リスクブローカー業務、再保険ブローカー業務のほか、退職、健康、福祉に関するコンサルティングと運営サービスを提供している。同社は世界 120 か国以上の国々を対象に世界的に事業活動を行っている。

WTW はアイルランドに所在し、ロンドンに本部を置き NASDAQ Global Select Market に上場している上場会社である。同社は、企業向けの商業リスクブローカー業務、再保険ブローカー業務のほか、退職、健康、福祉に関するコンサルティングと運営サービスを提供している。同社は世界 140 か国以上の国々を対象に世界的に事業活動を行っている。

本件は 2020 年 11 月 16 日に欧州委員会に届出がなされ、欧州委員会は同年 12 月 21 日詳細調査を開始したものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)